

資料一覧表

ページ数	タイトル
P1～5	(仮称)広陵町自治基本条例に係る答申書
P6	広陵町自治基本条例の答申から制定まで 広陵町自治基本条例の進捗状況
P7～8	令和元年度及び令和2年度に条例制定及び計画策定した 際の参画と協働の実績
P9～16	広報「こうりょう」2021年 4月号～11月号
P17～19	広陵町自治基本条例理解度テスト 問題
P20～22	広陵町自治基本条例理解度テスト 正解及び解説
P23	広陵町自治基本条例理解度テスト 結果について
P24・25	広陵町自治基本条例職員研修 中川先生レジュメ
P26～31	広陵町自治基本条例職員研修 田中氏レジュメ
P32・33	広陵町自治基本条例職員研修 アンケート結果
P34～42	広陵町自治基本条例職員研修 記述
別添	広陵町自治基本条例概要パンフレット

(仮称) 広陵町自治基本条例に係る答申書

令和3年2月18日

広陵町自治基本条例審議会

1 はじめに

広陵町自治基本条例は、まちづくりの主体としての町民、町議会、行政（町長等）が、互いの役割を認識しながら連携し、共通の目的のために協働して、住民自治を基盤とした広陵町のまちづくりを進めていく際の基本的ルールを定めるものです。

条例案については、令和元年6月に町長から諮問を受け、公募を含む16人の委員で構成された広陵町自治基本条例審議会により1年8か月にわたって議論を重ねてきました。全体での審議を基調とし、勉強会やワークショップ方式も取り入れ、町の現状把握やまちづくり活動の事例学習を踏まえるとともに、広陵町の今後のまちづくりの方向、仕組み等について検討し、自治の理念や自治運営の基本原則をはじめとした条例の素案を作成しました。その後、町民への周知と広く意見を募り反映させることを目的として令和2年12月にパブリックコメントを行い、いただいた意見を精査反映し、条例案を練り上げました。

ここに最終答申書及び条例案、逐条解説書案を提出します。

※本提言書及び資料本文中に用いている条例の題名は「(仮称)」を省略して表記しています。

2 検討の経緯

(1) 背景と目的

地方分権一括法の施行により、国及び地方公共団体が分担すべき役割が明確化され、地方公共団体は、地域の特性に基づいた政策を主体的に進めていくこととなりました。これを受け、国からの機関委任事務が平成13年に廃止され、地方公共団体の事務は、法定受託事務と自治事務とに整理され、自治の可能性が広がりました。

その一方、住民に対する説明責任が、これまで以上に問われ、住民の意向や地域の実態を正しく把握するために「参加・参画」が重要になっています。

また、全国的に人口減少と少子化・高齢化、産業構造の変化などによって、地方公共団体の運営は年々厳しくなり、地域間格差も広がっています。地域課題や住民のニーズに対して、行政だけで対応することは難しく、多様な主体との「協働」が不可欠です。

そこで、町民、町議会、行政が連携してまちづくりを担い進めていく基本的ルールとして、広陵町自治基本条例を制定することとして諮問を受けました。

(2) 検討事項

広陵町自治基本条例審議会では、次に掲げる事項について検討を行いました。

- ア 条例の素案に関すること
- イ 条例に関し必要な調査及び研究に関すること



(3) 委員の構成

(順不同、敬称略、令和2年9月末現在)

氏名	団体名等
中川 幾郎	帝塚山大学名誉教授 (会長)
清水 裕子	畿央大学助教 (副会長)
東 秀行	広陵町区長・自治会長会
久保 知三	広陵町商工会
藤田 和郎	広陵町民生・児童委員協議会
北橋 美弥子	広陵町婦人会
茶野 武司	広陵町老人クラブ連合会
岡橋 秀典	広陵町青少年健全育成協議会
阪本 博三	広陵町社会福祉協議会
河野 伊津美	広陵町PTA連絡協議会
嶋中 章	広陵町PTA連絡協議会
森田 隆夫	広陵町防災士ネットワーク
箴部 牧	公募委員
高月 光太朗	公募委員
新谷 眞貴子	公募委員

※ 1人、諸事情により途中で退任されています。

(計15人)

(4) 審議会の開催状況

令和元年6月から令和3年2月にかけて計11回の審議会を開催し、学習、検討を行いました。

回	日時	主な議題
第1回	令和元年6月15日 13:30~15:30	委員委嘱、諮問、自己紹介、勉強会 (自治基本条例概要)
第2回	令和元年8月3日 10:00~12:10	勉強会 (広陵町の法体系、広陵町の現状と予測-人口、財政データ等から-)、ワークショップ (広陵町のええところ、あかんところ)

回	日 時	主な議題
第3回	令和元年9月8日 13:30~16:00	勉強会（参加・参画と協働について）、ワークショップ（身近な参画と協働について）
第4回	令和元年10月19日 13:30~15:45	勉強会（地域自治の新しいしくみ、他自治体の条例比較）、ワークショップ（地域自治の新しいしくみ）
第5回	令和元年11月10日 10:00~12:15	条文審議（第1回：総則・条例、情報・住民自治）
第6回	令和元年12月7日 13:30~16:15	条文審議（第2回：町民・議会・町長・町職員、参加・参画と協働）
第7回	令和2年1月25日 13:30~16:15	条文審議（第3回：生涯学習・文化のまちづくり、参加・参画と協働）
第8回	令和2年2月22日 14:00~16:15	条文審議（第4回：行政経営・連携）
第9回	令和2年8月2日 13:30~15:40	前文案、逐条解説書素案の検討及び審議（第1回）
第10回	令和2年9月13日 13:30~15:40	前文案、逐条解説書素案の検討及び審議（第2回）
第11回	令和3年2月6日 13:30~15:40	パブリックコメントの回答に関する審議及び自治基本条例の名称の決定



3 広陵町自治基本条例の概要

詳細は、別添「(仮称) 広陵町自治基本条例 条例案」及び「(仮称) 広陵町自治基本条例 逐条解説書案」をご覧ください。

広陵町自治基本条例は、

- ・ 4つの基本理念と6つの基本原則を掲げています。
- ・ 全11章40条で構成されています。
- ・ まちづくりの主体（町民、町議会、行政）に活用されることを目指しています。
- ・ それぞれの主体が、連携・協働することを原則としてまちづくりを進めることが大切であるとしています。

4 条例の名称について

正式名称・・・ 広陵町自治基本条例

（理由：これまであらゆる場面でこの条例名で周知していること。また、多くの自治体で「自治基本条例」を採用していることから。）

愛称・・・ 広陵町みんなのまちづくり条例

（理由：「自分たち」で「まちづくり」のことを決めていくための条例であることから。）と決定しました。

5 要請（条例制定後について）

（1）町民への説明会について

条例制定後は、町内各種団体や小学校区ごと等、町民に周知する機会を設け、自治基本条例が身近に感じられ、町民一人ひとりがこの条例を活用し、まちづくりを進められるよう取り組んでください。

（2）条例の概要版パンフレットの作成について

（1）の開催時には、町民が条例の趣旨や解釈を分かりやすく、理解しやすくなるよう、条例を説明、解説した概要版パンフレット（イラストやマンガを活用して）を作成し、配布してください。

広陵町自治基本条例の答申から制定まで

月 日	会議名	概要
令和3年 3月 8日	令和3年第1回広陵町議会	広陵町自治基本条例（案）を議会へ審議していただくため上程
3月17日	総務文教委員会	議会から「条例制定後の周知部分が具体的ではない」ということから継続審査
4月15日	総務文教委員会	議会から「いつまでにどのように周知するのかを明確にすべき」ということから再度継続審査
5月11日	総務文教委員会	議会から「具体的な周知方法やスケジュールを示してもらった」とあり、採決の結果、賛成多数で可決
5月24日	令和3年第2回広陵町臨時議会	再度、自治基本条例（案）を上程し、11日の採決を踏まえ、賛成多数で可決
6月 1日		施行

広陵町自治基本条例の進捗状況

1 条例の周知

周知方法	目的と概要	背景
広報「こうりょう」	町内でまちづくりに関する活動をしている団体を紹介	他自治体での自治基本条例に関する認知度調査によると、圧倒的に「広報紙」からの認知が多かったため
概要版パンフレット	地域でまちづくり等に頑張っている人に多数出演してもらい作成	条例そのものの説明は難しく、アプローチしにくいことから、条例の認知率を上げることを目的としたため
小中学生向けパンフレット	児童及び生徒に理解しやすいパンフレットを作成	未来の広陵町を担う子どもたちにまちづくりへの関心を持ってもらい、要町心を高めるため
SNS（FBなど）・動画 町ホームページ	紙媒体で見ない人にも気軽に見ってもらうよう作成	住民以外の方がアクセスすることができ、いつまでも電子データとして残るため
住民懇談会 関係団体への出前講座	各地域に出向き、自治基本条例やまちづくりの趣旨について説明し、話し合い	直接伝え、話し合うことで、条例やまちづくりの意義について理解してもらうため

2 職員への周知

- ・ 毎年研修とともに理解度テストなど、条例を理解できるコンテンツの提供
- ・ 職員の意識改革（業務担当外のことでも把握し、積極的に地域へ提案）
- ・ PDCAによる職員の理解度を評価、検証し、研修等事業を更新

R3

基礎
知識
習得

R4

条例運用の理解度向上

R5

令和元年度及び令和2年度に条例制定及び計画策定した際の参画と協働の実績 1

条例制定・ 計画策定期間	条例・計画名	委員公募	委員数 (人)	女性委員 比率 (%)	公募委員 比率 (%)	アンケート	アンケート 回収率 (%)	担当課
1. 条例								
令和3年度	広陵町自治基本条例	○	16	31.3	25			企画政策課
令和元年度	広陵町議会議員及び広陵町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例							総務課
令和元年度	広陵町犯罪被害者等支援条例							安全安心課
令和2年度	広陵町たまたん煙（受動喫煙）から健康を守る思いやり条例	○	9	11.1	33.3			けんこう推進課
令和元年度	広陵町空家等の適正管理に関する条例							環境対策課
2. 計画								
令和2年度	広陵町第6期障がい福祉計画および第2期障がい児童福祉計画					○	57.1	社会福祉課
令和2年度	広陵町第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画					○	61.6	介護福祉課
令和元年度	広陵町子ども・子育て支援事業計画（第2期）	○	15	73.3	20	○	43.2	こども課
令和2年度	第2次広陵町食育推進計画	○	16	56.3	18.8	○	40.8	けんこう推進課
令和2年度	第2次広陵町健康増進計画	○	13	23.1	7.7	○	40.8	けんこう推進課
令和2年度	竹取公園周辺地区まちづくり基本計画					○	27.5	都市整備課
合計			11	5			6	

令和元年度及び令和2年度に条例制定及び計画策定した際の参画と協働の実績 2

条例制定・ 計画策定期間	条例・計画名	パブコメ	パブコメ 提出人数	説明会・ シンポジウム	懇談会・ワー クショップ	ワークショップ 開催回数	インタビュ－	担当課
1. 条例								
令和3年度	広陵町自治基本条例	○	6	○	○	3		企画政策課
令和元年度	広陵町議会議員及び広陵町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例							総務課
令和元年度	広陵町犯罪被害者等支援条例							安全安心課
令和2年度	広陵町たまたん煙（受動喫煙）から健康を守る思いやり条例	○	110					けんこう推進課
令和元年度	広陵町空家等の適正管理に関する条例	○	2					環境対策課
2. 計画								
令和2年度	広陵町第6期障がい福祉計画および第2期障がい児童福祉計画	○	0					社会福祉課
令和2年度	広陵町第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画	○	6					介護福祉課
令和元年度	広陵町子ども・子育て支援事業計画（第2期）	○	1					こども課
令和2年度	第2次広陵町食育推進計画							けんこう推進課
令和2年度	第2次広陵町健康増進計画							けんこう推進課
令和2年度	竹取公園周辺地区まちづくり基本計画	○	8		○	2		都市整備課
合計		11	7	1	2		0	



みささぎ台 通いの場
「きささぎ」



取り組んで良かったこと

最初は自分の健康や家族の介護予防のために養成講座を受講される方が多かったです。しかし、講座を受けて、介護予防の必要性やKEEPの役割、使命感、やりがいを感じて、活動を始めました。1期生は特に初めてだったので図書館の本がなくなるほど借りて勉強しました。

活動して7年、町内いろんな人と知り合うことができてきました。働いていたときは希薄になっていた地域との繋がりが今はできるように思います。

KEEPとして関わる町内のさまざまな地域で「元気ですか？」と声をかけ合う人が増えましたね。コロナ自粛でなかなか皆さん会えないんです。でも、感染対策の情報を町から聞き、通いの場の開催に向けて、参加者の皆さんと話し合うと、やっぱり参加したいと思うんですね。外へ出て顔を合わせることで、大事なと改めて感じました。

活動を終えたとき「ありがとう」と感謝の言葉をかけられるし、嬉しくて自分の生きがいにもなるし、関わりが出来る自分の出来ることで皆さん

んに「何かしたい」という気持ちが大きくなってくるんです。このように、どんどん活動の場が増え、支え合っているのを感じています。

通いの場の活動

後日、通いの場で活動されている様子を取材しました。

この日訪れた通いの場「きささぎ」では10人余りの方が参加し、脳トレ(2つの動きを同時に行う)をすると、「難しいわー」「歌に集中できへん」と笑いながら参加されていました。

介 介護予防リーダー K E E P の 会 会長の岡井さん(下写真)とその活動されている方へインタビューを行いました。



岡井 幸男さん
介護予防リーダー-KEEPの会 会長



なるほど...
いろいろ自主活動も「自治」なんか...

これから毎月自治基本条例の解説や町民の自主活動を紹介します！



もっと自治基本条例を知りたい方は、町ホームページをご覧ください。

自治さんと学ぶ、自治基本条例講座

「(仮称) 広陵町自治基本条例」って知ってる？



自治基本条例について私が説明しましょう!!

ちよつと待った!!

自治さん 自治基本条例に詳しい妖精

広報12月に自治基本条例このことが載ってほしい、そもそも何か分からんわー

イヤイヤ君 分からないことはついイヤイヤしてしまふ

自治

基本

条例

自ら治める(決める)ための

土台となる

基本ルール

自治活動

自治活動

自治活動

自治基本条例

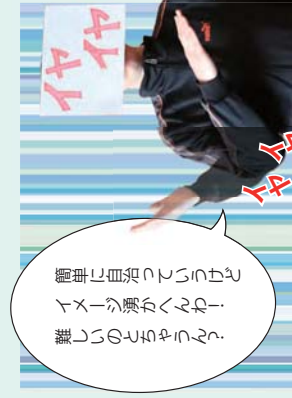
自治活動...自分(たち)で自発的に行う活動のこと

自治基本条例イメージ図



確かに馴染みのない言葉ですね...

しかし、まさに町民の力で自治活動をしていこうとたくらんでます！実際に進みますね！



簡単に自分ごとというけど、イメージがつかんわー、難しいのちやきんわー



馬見北2丁目

「見守り（立哨）活動」



やりがいを
感じる時

最初は、目も合わせてくれなかつた子がいまいた。でも、毎日立ち続けて

17年前に奈良県内で小学生在が事件に巻き込まれたのをきっかけに、一地域で子どもたちの見守りを行うおとうさんという活動が始まりました。学校がある日は、最低でも誰か一人出て見守りを行うようにしています。

見守り活動を
始めたきっかけ

美ヶ丘にある樺峯公園近くの交差点で長年、見守り（立哨）活動がされている馬見北2丁目の宮脇さん、大藪さん、梅田さんを取材しました。

真

いると、だんだん顔見知りになっていきます。児童たちが元気な「ただいま！」と声をかけてくれたり、卒業生が近くのスパートで見かけると「あつ！おつちゃんや！」と声をかけたりしてくれると嬉しいですね。

一町民の皆さんに

この交差点では、毎年

前に交通事故がありました。横断歩道で止まらない車もあります。人や自転車も待っていれば必ず止まってくれる。道路を通行するすべての人の交通マナーが良くなるよう願っています。



↑左から宮脇さん、大藪さん、梅田さん。長年、見守り（立哨）活動がされています。

【募集】次期総合計画策定公募委員

- 5年後、10年後の広陵町が住みよい町であるため、令和2年度から2か年で次期総合計画および総合戦略を策定しています。7月から広陵町総合計画審議会でご審議し、次期総合計画および総合戦略の策案を作成します。この審議会でご審議いただく公募委員を募集します。今後、広陵町で町と協働で活動・活躍していただける方のお応募をお待ちしています。
- 募集人数：5人程度
- 募集期間：5/6（木）～24（月）
- 募集方法：応募用紙を企画政策課（役場2階）に提出
- 審議期間：7月～12月（5回を予定）
- 【選考】広陵町男女共同参画行動計画に基づき、選考【応募用紙】町ホームページまたは公共施設窓口で設置

詳細はこちら



自治

「(仮称) 広陵町自治基本条例」って知ってる？

自治さんと学ぶ、自治基本条例講座

Vol. 2

～広陵町総合計画審議会の公募委員を募集します～

自治

ドドッ

自治さん
自治基本条例に
詳しい妖精

先月からの続き

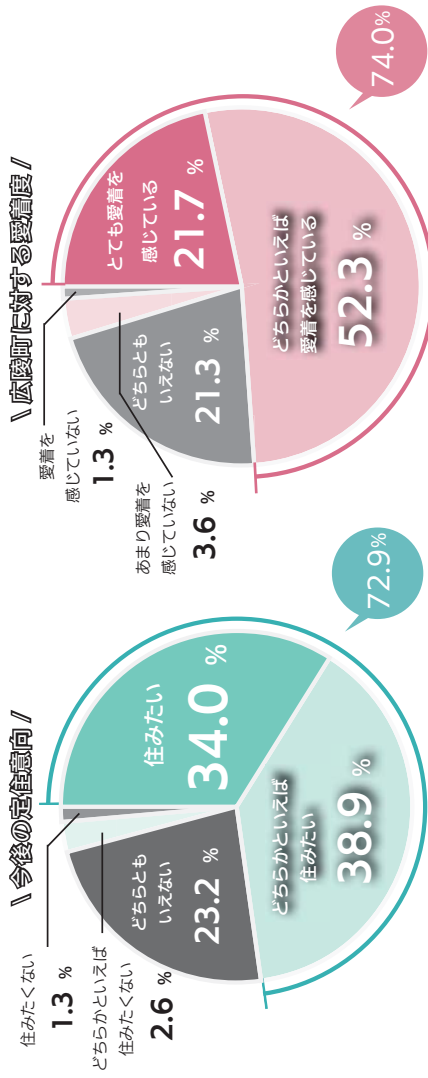
イヤイヤ君
分からないことばはつい
イヤイヤしてしまう

まろくろくとか、自身活動とか、町のことで何かしたい人や、町が好きなおとなが少なからず～

本当に
よろじょうか？

この書は、

下のクワを
見て下さい！



出原：次期総合計画・総合戦略策定のための住民アンケート（令和2年8～9月実施）

自治

実際に
1紹介します！

そんな人たちが
長年取り組まれている
活動があるんです！

広陵町に愛着がある人
住み続けたい人こそ
70%以上いるんや！

「広陵古文化会」



↑約40人の方が清掃活動に参加されました



↑牧野古墳石室

広陵古文化会の 取り組み

清掃活動のほか、文化

広陵古文化会は「町民で文化財を守ろう！」という精神から立ち上がりました。その精神のもと毎月、牧野古墳、栗山古墳や三吉石塚古墳で草刈り、せんだや清掃活動などの文化財の保存活動を実施しています。古墳や文化財を見た時に町全体がきれいと感じてくれたらいいですね。

毎月の清掃活動

来年で発足60周年を迎える広陵古文化会。現会長の石井保雄さんに古文化会の取り組み、そして文化財のこれからについてお聞きしました。

一町民の皆さんに

広陵町は、古墳など文化財が多く、歴史が見え

財が風化しないように維持・管理に努めています。町の歴史を学び親しんでもらうため歴史学講座を行っていましたが、昨年度から新型コロナウイルス感染症の影響で中止になっています。



↑栗山古墳から出土した舟形造船

会員募集中!

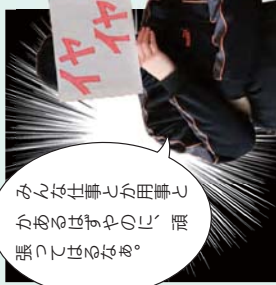
歴史や文化財に興味のある方、講座や研修会を行っていただけます。
・年齢は問いません!
・年会費 300円

問 生涯学習文化財課
☎内線 1351

自治

これが「まちづくり」なんです!

自分のためだけでなく町のために、みんなのために自発的に活動する



みんな仕事と家事とがあるはずなのに、頑張っているなあ。

「広陵町自治基本条例」って知ってる? 自治さんと学ぶ、自治基本条例講座

~まちづくりって難しい?~

Vol. 3

自治さん自治基本条例に詳しい妖精

イヤイヤ君 分からないことはついイヤイヤしてしまう



これら全てがまちづくり!

自治



もっと自治基本条例を知りたい方は、町ホームページをご覧ください。

なんで健康体操が「まちづくり」なん?

野暮なものに、近所や知り合いの方と体操を一緒に、楽しくまた来ますよね。

あるところがりができます。しかも自分も健康になって医療費が減ると町の負担も減ります!

地域の祭りも「まちづくり」なん?

まるで地域の伝統を残すには、立派な「まちづくり」です!



↑2か月に一度のペースで話し合っています

「真美一まちづくり連絡会」



↑校庭の花壇整備

真美 美ヶ丘第一小学校の校区で、子どもたちのため、地域の安全や防災のために頑張られている真美一まちづくり連絡会。これまでの取り組みや今後の活動についてお聞きしました。

きっかけは？

各団体などでできることはそれぞれです。各団体でできないことを持ち寄って検討する場として校区の自治会長 P T A、民生児童委員などの方々が集まって結成しました。

これまでの取り組みは？

学校内の花壇整備や家庭科、図工などの授業支援。昔遊びを見重に伝えるなど学校関係が多いですね。また、学校前の道路を40キロ制限となるよ



↑危険箇所の路面舗装

う、警察署に働きかけたり、危険な交差点を洗い出し、路面舗装の内容を町とともに考えました。



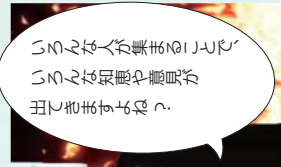
↑真美一まちづくり連絡会役員の皆さんが地域をより良くしようとうさまざまな団体や個人が集まって活動してくださっています。

今後の活動は？

今年4月に現在の連絡会からスラップアップした真美一まちづくり協議会を設立するための準備会を立ち上げました。今後は、地域の他の団体にも参画してもらい、地域のことでは地域で解決できるよう進めていきたいですね。



「ええ、自治活動だけじゃありませんか？」



「いろんな人が集まることで、いろんな知恵や意見が出しますよね？」



「みんなで話し合い、みんなで行動する、これがまちづくりなんです。」



もっと自治基本条例を知りたい方は、町ホームページをご覧ください。

「広陵町自治基本条例」って知ってる？

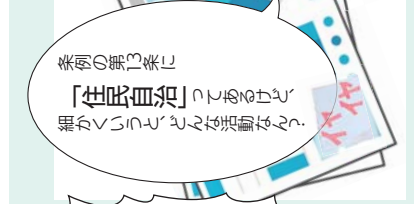
自治さんと学べ、自治基本条例講座

Vol. 4

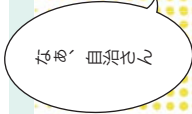
～みんななでつくるまちづくり～



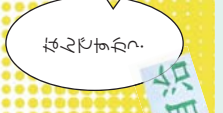
自治さん自治基本条例に詳しい妖精



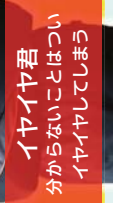
「自治の第13条に「住民自治」とあるけど、細かくいってどんな運動かな。」



「なあ、自治さん」



「なんですか？」



イヤイヤ君 分からないことはついイヤイヤしてしまう

この条例でいう「住民自治」とは…



まちづくりに参加する個人



NPO



町内の事業者



基礎的コミュニケーション (区・自治会)



「このように人たちが主体的に活動するのを「住民自治」といいます。」

など…

「おしゃべりサロン南郷」



↑お花の配布とともに困ったことはないか、お聞きしました



皆さんの反応は？

「久しぶりに話せたよ」
「長く家から出られない方は、お友達とお話することができなかつたよ」
「うで、お宅を訪問すると

きっかけは？

昨年7月頃に広陵町社会福祉協議会から「地域でサロンに参加できない方へお花を配ってはどうか」という提案に賛同し、サロンの運営者が手分けして、コロナ禍で外出できない方を中心にお宅を訪問しました。

コロナ禍はまだまだ続いています

確かに、まだ外出が難

笑顔になれるね」と大喜びで歓迎してもらいました。

特に女性はお花の配布を喜んでいただき、早速お庭や玄関先に植えておられるようです。

しい方もおられます。ですが、近くの人と話すことや、少し散歩したり、外出したりすることは、心身ともに元気の源です。
私たちはサロンの場を留意し、おしゃべりしたい皆さんをいつでも笑顔でお出迎えできるように続けていきたいと思っております。



↑サロンを運営する皆さん

コロナ禍にもかかわらず、地域の絆を絶やさないようにと南郷区で活動されているおしゃべりサロン南郷にお話を伺いました。

これまでここに紹介されてたもの、「協働」なんやなあ...

地域の方が手を取り合って困っている方を助ける。

得意なことを持ち寄って活動する。これが「協働」なんです。

もっと自治基本条例を知りたい方は、町ホームページをご覧ください。

「広陵町自治基本条例」って知ってる？

自治さんと学ぶ、自治基本条例講座

Vol.5

さうじきに返りももしたねー

グッ 自治さん？

わかります！ 私も最近漢字が...

イヤイヤ 治める 納める

イヤイヤ君 分からないことばはつい イヤイヤしてしまう

イヤイヤ 自治基本条例にもきまじいことあるよ、これ使おう？

イヤイヤ 自治基本条例に詳しい妖精

自治基本条例では「協働」を使います！

協働

それぞれ得意分野で協力し合う

共通点

協働のポイント

共同

同じ条件で使う

共通点

協同

ともに力を合わせる

共通点

例：農業協同組合、生活協同組合

例：共同墓地、共同機器

例：農業協同組合、生活協同組合

ともに力を合わせることにし、主体的、自発的な活動を一緒に行う時に使います。

「学生ボランティア」

～夏休みの学習支援～



↑一人ひとりに丁寧に教えています



夏 休みの宿題を
広陵中央公民館の
自習室で学習する児童を
サポートする畿央大学生
の方にお話を伺いまし
た。

きっかけは？

幼い頃はいろんな世代
の子どもで遊んだけれど、
中学生以上になると、そ
ういったことがなくなっ
てしまいましただから、
実際に小学生と関わり合
いたいと思いボランテイ
アに応募しました。
自治体で子どもたちを
集めてやっているのも珍
しかったです。

実際に教えてみて どうでしたか？

自分が子どもの時って
のほとんどしてたと思う
んですが、みんな「自分」

を持っているなあと思
いました。
分からないところは、
どんどん質問してくるの
で、こちらも教えがい
がありましたね。
でも、初対面というこ
ともあり、教えたり、コ
ミュニケーションをとつ
たりすることで大変だつ
た、というのも正直なと
ころです。
でも、教育実習に行く
前にそういった部分を知
ることができたことも良

かったですね。
将来は？
私なら全員、小学校の
先生になりたいと頑張っ
ています。今回のボラン
テイアで子どもたちと触
れ合えてとても楽しかつ
たです。大学ではしっか
り教員になるための勉強
をしていきたいと思いま
す。



↑ (左から) 石井宏弥さん、井口輝希さん、大塚和さん

小学生の時に、こんな
風に教えてもらいた
かったわあ・・・

子どもたちは学生さんが
いなくても勉強を頑張ること
みたいです

でも、やっぱり直接教えて
もらった方が嬉しいし
身にこぎますよね！



もっと自治基本条例を知
りたい方は、町ホーム
ページをご覧ください。

「広陵町自治基本条例」って知ってる？

自治さんと学ぶ、自治基本条例講座

Vol. 6

～「人生そのものが学習の場なのだ」 By トーマス・エジソン～

あー！
イヤイヤ着ー！
野球の帰りがいー？

自治さん
自治基本条例に
詳しいお話を

イヤイヤ着
分らないことばっ
イヤイヤしてしまっ

そうすねー！
もう10年くらい
やってるわー！

地元の子どもにも
教えてるん
ですか？

そこまでしてへんや
町内の団体では誰かに教えたり、
引き継いだりしてると？

されて
ますよー！

自治

広陵少年ラグビー
クラブ

だんじり

広陵金明太鼓

自治

このように、地域の文化や
伝統を廃すために、
次の世代に継承し、自ら学ぶ
活動されている方々が
たくさんいます！

自治基本条例では、
「文化のまちづくり」「生涯学習のまちづくり」
として、上記のような伝統文化を守ったり、
町民の学習する権利を保障しています。

「うまみラクル」

～馬見地域を楽しく掃除する会～



←手分けして清掃しています

あ る日曜日の午前6時。早朝から元気に清掃する団体があります。竹取公園周辺を中心に馬見地域を楽しく掃除する会「うまみラクル」。その取り組みについてお伺いしました。

竹取公園は「町の顔」

人がたくさん集まり、賑わいがある竹取公園。その一方でゴミや吸い殻がよく落ちています。その公園周りの景観を少しでもよくしようと毎月清掃活動を行っています。竹取公園は町外、県外から多くの方が訪れる「町の顔」となる場所。ここをきれいにすることで、訪れる方に「広陵町はゴミがなく、環境に良い町、きれいな町」と

評価してもらえます。

きっかけは？

5年前に道路脇に落ちている弁当のトレイや空ペットボトルをそのまま放っておかず、ボランティアメンバーを募ってはじめてました。月1回でも続けることで、景観に変化が出てきます。

見違えるほどきれいになると、自分たちでやっただという達成感がありますね。清掃ボランティアは、朝の時間を有効に使い、心を癒えるのもつここの活動です。

今後の取組みは？

この「うまみラクル」の活動がきっかけになり、掃除の楽しさを感じ



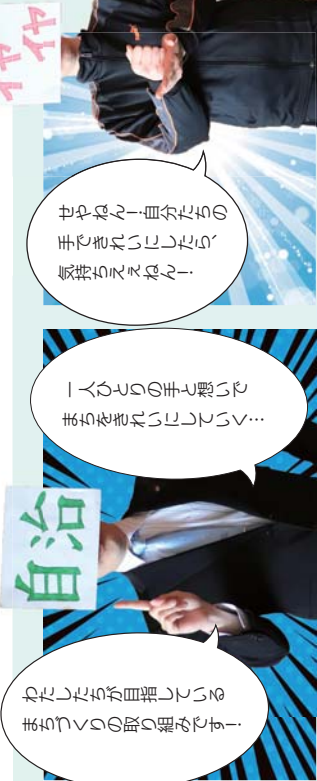
↑うまみラクルの皆さん

活動報告や今後の予定はこちらから↓



自治

自治



「やや」自分たちの手できれいにしたら、気持ちええねん!

一人ひとりの手で理想のまちをきれいにしていこう!

わたしたちが自覚しているまちづくりの取り組みです!



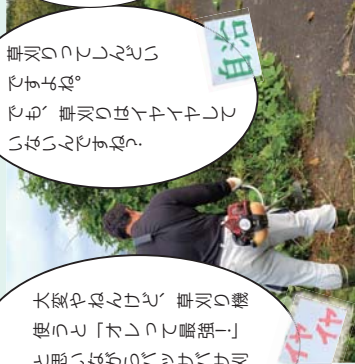
もっと自治基本条例を知りたい方は、町ホームページをご覧ください。

「広陵町自治基本条例」って知ってる?

自治さんと学ぶ、自治基本条例講座

～ みんなで広陵町をきれいに! ～

Vol.7



草刈りってしんどいよね。でも、草刈りは「やや」してないんですね。

大変やねんけど、草刈り機使って「オレこて最強!」と思いつつバツバツ刈り取ってるわ!

ややねん... 地元をきれいにしてあげたいわ。



「やや」君 分からないことは「やや」してしまおう

自治さん 自治基本条例に詳しいお話を

あれ、今日はまじく疲れているわ。



クリーンキャンペーン



馬見南4丁目自治会 「クローバーの会」

「やや」君の「やや」地域をきれいにする活動をされている方がいるのは、知っていますか?

他にもいるんか? 知らなかった!



自治基本条例では、このような参画と協働の取り組みを推進しています(第11条)。また、協働しようとするときは、対等な関係で、お互いを理解し、信頼しながら進めていく必要があります。

自治

「やや」君が、屋外の活動なので、だんだんと実施する団体が増えていきます。

「ワンダフルな街を創る会」



↑下校中の児童を見守ります。

愛犬家が集うかつらぎの道沿いにある「おうちCafe」。今回は、人とわんちゃんが共に快適に暮らせる街にしたい、と立ち上がった「ワンダフルな街を創る会」に、その取り組みについて代表の方にお話を伺いました。

きっかけは？

かつらぎの道と横峯公園を中心に愛犬も含め、地域の人が自由に集え、快適に暮らせる街にしたい、そのためには、愛犬家のマナー向上を図ることが大切との思いからこの会を結成しました。

バッジやバンダナでPR

活動に賛同しているメンバーはバッジなどにバンダナを付けています。また、香取警察署と連

携して散歩しながら見守りをする「わんわんパトロール」を行っており、散歩中の犬に赤いバンダナを付けています。

お散歩することで顔見知りが増え、人の目が増え、地域の防犯意識が高まります。

また、散歩の時間を子どもたちの登下校時間に合わせたり、公園に出向くことで、見守りになります。

今後について

現在、町内の公園には、1日の散歩は3遠慮ください」という看板があり、なかなか自由に愛犬との散歩ができません。

私たちは公園が開かれた場所となるためには、他の公園利用者の方に配慮することが大切だと考えています。

こういったことから、愛犬家がマナーを守り、

「みんなで散歩などマナーを守るワン！」



後援

ワンダフルな街を創る会



↑会員が身につけている缶バッジ

さらにマナーが向上するような活動をしています。犬を飼っている人もそうでない人も、犬が好きなのも苦手なのも誰もが気持ちよく住みよく過ごせる我が街にしたいです。

私達はこういった活動に興味や関心を持って行動することが、大切です！



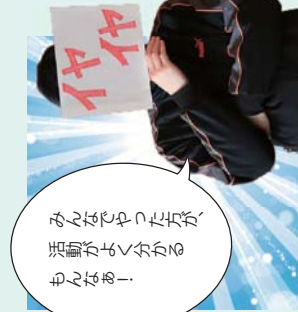
もっと自治基本条例を知りたい方は、町ホームページをご覧ください。

みんなでやっとなが、活動がよく分かるもんなあ！

みんながマナーやルールを守るよう活動する……

自治

自治

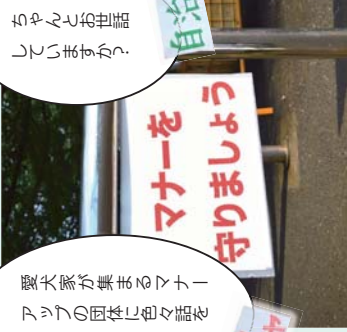


「広陵町自治基本条例」って知ってる？

自治さんと学べ、自治基本条例講座

Vol. 8

～ ワン フォー オール・オール フォー ワンツ！ ～



愛犬家が集まるマナーアップの団体に色々話を聞いてるから大丈夫！

ちゃんとお話ししていきまから？



可愛いやろ？知り合いから預かってんねん

あれ？その犬はイヤイヤ書い？

イヤイヤ君 分からないことばついでにイヤイヤしてしまろ

自治さん 自治基本条例に詳しいお嬢様



真美一まちづくり連絡会



うまみラクル

これまでも、町内へ活動しているままに団体を紹介してきました

俺もいつばい知れたぞ！

共通の課題がある時一人では大変でも、みんなが活動すれば大きな力となり解決できます。

自治基本条例では、左のような自発的かつ自主的な活動を町が推進し、また町民は、こういった取り組みに関心を持ち、役割を果たすことを定めています（第18条）。それぞれがお互いを知り、理解し、信頼しながら進めていく必要がありますね。



自治



広陵町自治基本条例理解度テスト

氏名

はじめに

この理解度テストは、広陵町自治基本条例の基本的な内容および解釈について、問題を解いて職員
の皆さんに理解を深めていただくためのテストです。
テスト結果は、今後の自治基本条例に係る職員研修を進める際に参考とします。
※テストは、統計的に処理しますので、理解度の高低による影響はありません。

選択肢の数字を回答欄に記載してください。

基本情報(集計用に使います。)

・ご自身の年齢を次から選んでください。

1. 20代以下
2. 30代
3. 40代
4. 50代以上

回答欄

基礎知識編

問1 広陵町自治基本条例(以下、自治基本条例とする。)の条文の数はいくつあるか。

1. 10条
2. 20条
3. 30条
4. 40条

回答欄

問2 自治基本条例の基本理念、基本原則に含まれていない内容は、次のうちどれか。

1. 連携・協力
2. 参画・協働
3. 振興・発展
4. 自主性・多様性

回答欄

問3 条例の文末表現で最も強い規定の表現は、次のうちどれか。

1. ~しなければならない。
2. ~するものとする。
3. ~するよう努めなければならない。
4. ~に努めるものとする。

回答欄

問4 SDGsとは、日本語にすると、次のうちどれか。

1. 持続可能な開発目標
2. 気候変動に対する世界的取組
3. ジェンダーギャップをなくす国際規定
4. 世界全体で経済発展

回答欄

問5 自治基本条例でいう「町民」に定義している、地方自治法上の「住民」とは、次のうちどれか。

1. 広陵町で働く人
2. 広陵町で事業を営む人
3. 広陵町に住んでいる人
4. 広陵町の高校や大学で学んでいる人

回答欄

問6 自治基本条例でいう「町」とは、次のうち何を指すか。

1. 町長部局と教育委員会や農業委員会などの執行機関と町議会
2. 町長部局と教育委員会や農業委員会などの執行機関
3. 町長部局と町議会
4. 町長部局

回答欄

広陵町自治基本条例理解度テスト

- 問7 自治基本条例でいう「子ども」とは、次のうち何を指すか。 回答欄
1. 12歳未満の町民
 2. 16歳未満の町民
 3. 18歳未満の町民
 4. 20歳未満の町民
- 問8 次の()に入る文章は、次のうちどれか。
第9条第3項 町は、(中略)情報の提供に当たっては、広報紙、町ホームページ等を積極的に活用し、()方法で町民に提供するものとする。 回答欄
1. 親しみやすく、かつ、見やすい
 2. 伝えやすく、かつ、活用しやすい
 3. 面白く、かつ、興味を引きやすい
 4. 分かりやすく、かつ、入手しやすい
- 問9 重要な計画策定や条例制定の際に、広く町民に意見を聞くものに当てはまらないのは、次のうちどれか。 回答欄
1. アンケート調査
 2. 公聴会
 3. 陳情
 4. パブリックコメント
- 問10 自治基本条例でいう「基礎的コミュニティ」とは、次のうちどれか。 回答欄
1. まちづくり協議会
 2. 区・自治会
 3. 老人会や婦人会などの関係団体
 4. ボランティアグループ
- 問11 総合計画の改訂は、おおむね何年ごとに行っているか。 回答欄
1. 3年
 2. 5年
 3. 10年
 4. 20年
- 問12 広陵町の毎年の予算規模(一般会計ベース)で最も近いのは、次のうちどれか。 回答欄
1. 40億円
 2. 120億円
 3. 190億円
 4. 350億円
- 問13 次の一般予算支出科目のうち、最も金額が多いのは、次のうちどれか(令和3年度)。 回答欄
1. 総務費
 2. 民生費
 3. 衛生費
 4. 教育費
- 問14 災害時などに用いる用語として、行政が住民を助けることを指すのは、次のうちどれか。 回答欄
1. 自助
 2. 共助
 3. 公助
 4. 互助

広陵町自治基本条例理解度テスト

問15 自治基本条例でいう住民投票(第36条)の投票資格者は、次のうちどれか。

1. 中学1年生以上
2. 18歳以上
3. 20歳以上
4. 決められていない

回答欄

問16 自治基本条例の見直し期間は、次のうちどれか。

1. 2年以内
2. 3年以内
3. 5年以内
4. 見直ししなくてもよい

回答欄

以上です。おつかれさまでした。

自治基本条例に関して、何か意見や提案がありましたら下記にお書きください。

広陵町自治基本条例理解度テスト 正解及び解説

基礎知識編

問1 4 40条

広陵町自治基本条例（以下「本条例」とする。）は令和3年5月24日に公布され、同年6月1日に施行されました。

条例は第11章まであり、条文は第40条まであります。

『広陵町自治基本条例逐条解説書（以下「逐条解説書」とする。）P5』

問2 3 振興・発展

本条例は、目標や方針など、理念（こんな町にしていこう、という思い）を定めた条例です。したがって、具体的な数値や成果指標を求めるものではありませんので、「振興・発展」という言葉は、基本原則に入っていません。

『逐条解説書P5、P15、P16（第3条（基本理念）、第4条（基本原則））』

問3 1 ～しなければならない。

1が一番強い表現で強い義務規定で、順番に2「～するものとする。」が弱い義務規定、3「～するよう努めなければならない。」が努力義務規定、4「～に努めるものとする。」が弱い努力義務規定です。

本条例では、町や町長には「～しなければならない。」という義務規定がありますが、町民には「～するよう努めなければならない。」とし、「～してほしい」という願いを込めていますが、「～しなさい」という義務規定はありません。

『逐条解説書P7（条文の見方）』

問4 1 持続可能な開発目標

SDGsはSustainable Development Goalsで、日本語にすると持続可能な開発目標となります。以下2～4の選択肢はすべてSDGsに含まれた目標です。

『逐条解説書P9（前文）』

問5 3 広陵町に住んでいる人

住民は、読んで字のごとく「広陵町に住所を有する人」です。本条例では、それ以外の選択肢もすべて「町民」として定義しています。要は、「広陵町に関係している人」はすべて町民ということが出来ます。

『逐条解説書P11（第2条（定義））』

問6 1 町長部局と教育委員会や農業委員会などの執行機関と町議会

本条例での「町」は町議会と町長等（行政）で、町長等とは、執行機関としての町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会のことを指します。第3条以降は、それぞれの条文に応じて「町は」「町長等は」「町長は」と主語を使い分けています。

『逐条解説書P11、P12（第2条（定義））』

問7 3 18歳未満の町民

国連の児童の権利条約や日本の児童福祉法では子どもの定義を18歳未満としていること、2022年に民法改正により、成年年齢を18歳へ引き下げられることから、本条例ではこのように定義しています。

『逐条解説書P20（第7条（子どもの権利））』

問8 4 分かりやすく、かつ、入手しやすい

「情報共有」は、「参画と協働」と同じくらい本条例では重要な項目の一つです。情報を町もそして町民も知ることができる状態でないと、まちづくりの課題を見つけたり、解決するにはどうしていくかを話し合うことはできません。

ただし、ただ単に広報紙や町ホームページで情報を出すだけでなく、分かりやすく、そして入手しやすい形で情報を出すことが重要です。

『逐条解説書P16（第4条（基本原則））、P22（第9条（情報の公開と共有））』

問9 3 陳情

陳情とは、町民が町（町議会、町長等）へこうしてほしい、と実状を訴えて、善処するようお願いすることです。これ以外の選択肢は、町から町民へ情報を発信して意見を求める方法で、情報を出す方向が異なります。

『逐条解説書P25、P26（第12条（参加、参画と協働の制度））』

問10 2 区・自治会

本条例でいう基礎的コミュニティとは「区・自治会」のことです。現在、町から広報紙の配布、地域清掃の実施など、情報の多くが基礎的コミュニティから地域住民への発信となります。また、地域担当職員においても区・自治会単位で任命しているところです。

本条例制定後においても区・自治会の重要性が変わることはありません。

『逐条解説書P29（第15条（基礎的コミュニティ））』

問11 2 5年

総合計画は10年ごとに基本構想を定め、それを2つに前期、後期と分けて5年ごとに計画を見直します。現在は総合計画及び総合戦略全体を見直し、第5次広陵町総合計画及び第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するよう進めています。

『逐条解説書P42（第25条（総合計画））』

問12 2 120億円

問13 2 民生費

令和3年度の一般会計予算は、125億4000万円です。また、そのうち

38. 7%が民生費（社会福祉費、児童福祉費）に使われています。本条例とは直接関係ありませんが、町職員に知ってもらいたい内容として質問しています。

市町村の財政は税金で運用されています。そのため、最少の経費で最大の効果が現れるよう、職員は、常に無駄遣いがないか検証する必要があります。一方で町民は、予算の使い方について関心を持ち監視することが大切です。

『逐条解説書P42（第27条（財政運営））』

問14 3 公助

災害など命の危険が迫ったとき、自分の命を守ることを「自助」、家族や地域など周りの人の命を守るために行動することを「共助」、行政や警察、消防などの公的機関が災害救助や支援金を出すことを「公助」といいます。「互助」はそれぞれが助け合うことをいいます。

行政が防災の観点から、日頃の備えを町民に啓発することはもちろんですが、災害時に即座に全ての住民を助けることはできません。まずは、自分の身を守ってもらい、その後、家族や地域の方で助け合ってもらうことが重要です。

『逐条解説書P49（第35条（危機管理））』

問15 4 決められていない

住民投票は、町の重要課題や将来に決定的な影響を及ぼすような課題、例えば他市町村との合併や町の名称変更などを決める時に実施することができるとしています。

なお、住民投票は公職選挙法に定められていません。そのため、ある程度自由に設計することが可能です。よって、本条例ではおおまかな内容だけを決め、投票資格者、投票運動、投票の成立要件は、投票事案ごとに別に定めることとしています。

『逐条解説書P50、P51（第36条（住民投票））』

問16 3 5年以内

情報革命以降、社会情勢は刻々と変化することから、時代の変化に対応できるよう「5年を超えない期間ごとに県等を行うものとする。」と規定しています。

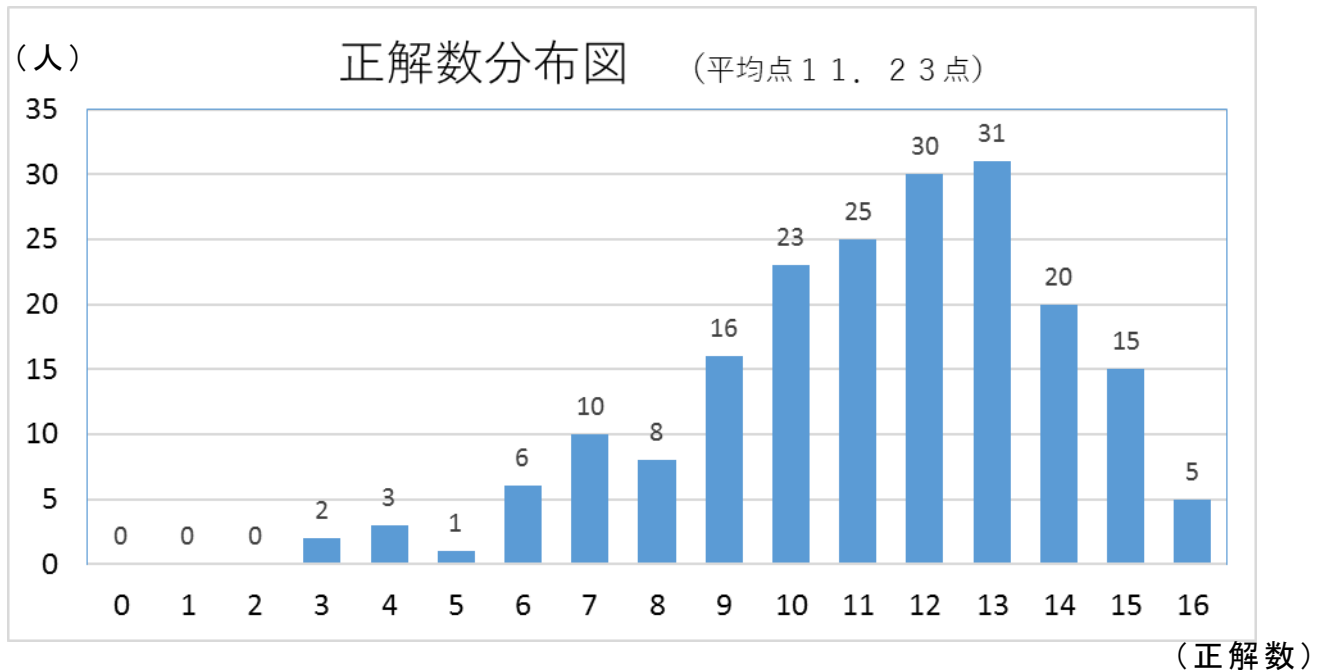
『逐条解説書P54（第39条（条例の見直し））』

広陵町自治基本条例理解度テストの結果について

・ 基本情報

回答者 195人（一部、会計年度任用職員や嘱託員等を含む。）

・ 正解数分布図



・ 各設問の正解率

問 1 66.3%	問 2 60.2%	問 3 70.4%	問 4 92.3%
問 5 93.4%	問 6 51.5%	問 7 75.0%	問 8 70.9%
問 9 81.6%	問10 77.0%	問11 54.1%	問12 72.4%
問13 69.4%	問14 87.2%	問15 22.4%	問16 73.0%

自治基本条例とは何か、改めて『まちづくり』を考える

帝塚山大学 中川幾郎

1. 自治基本条例(まちづくり基本条例)を必要とする広陵町の社会環境

(1) 厳しさを増す町行政経営とコスト増加

- ① 必然的に縮小し続ける町財政と職員数
- ② 加速する超高齢化と少子化
- ③ 地域防災体制の脆弱化→異常気象常態化と地殻活動の活発化（線状降水帯の日常化、地震多発）
- ④ 地域コミュニティの衰退と防犯力低下
- ⑤ ネット社会化と地方行政への無関心化、情報供給・意思疎通コストの急上昇

(2) 限界に達しつつある国・地方の財政力と財政硬直化

- ① 1, 000兆円を遥かに突破した国・公債残高
- ② 人口構成における担税能力層の急速な縮小と社会保障給付受給者層の拡大

(3) 住民組織の社会的・物理的崩壊

- ① 超高齢化・少子化・孤立化（どの自治体も例外ではない）
- ② 人口減少（郡部では極めて深刻）
- ③ 人材資源の無駄遣い（各種団体への人材分散）と後継者不在
- ④ 住民側の総合能力の低下（地域コミュニティの崩壊と団体の縦割り型割拠）

(4) 住民自治と団体自治(地方議会と地方行政)は地方自治の両輪

- ① 住民自治が弱ると→団体自治のコストが上昇(都市型自治体に顕著)
- ② 団体自治が行き詰ると→住民自治に最終責任が問われる(夕張市の事例)
- ③ 住民自治と団体自治の相互乗り入れが必要(参画と協働が必然化)

2. 自治基本条例の基本的な組み立てと仕組み

(1) (自治)(まちづくり)基本条例の役割、使命

- ① 憲法・地方自治法・自治体条例の体系を簡略化して可視化する
- ② 自治体条例体系内の規範性を確立する
- ③ 自治体運営理念(平和、人権、環境など)・原則(協働、情報共有など)を確認する
理念＝重視する価値、原則＝行動原則
- ④ 市民(市民団体)、政治(議会)、行政(首長・職員)三者の役割、責務の明記
- ⑤ 住民(市民)自治、団体自治(議会と行政)の関係性の再確認

- ⑥ 自治体独自制度の設置根拠条例（市民参画、住民投票、行政評価、パブ・コメ制度、外部監査、NPO支援、住民自治システム等が規定されることが多い）
- (2) 住民自治とは何か
 - ※一般的には、住民主権に基づく団体（行政・議会）統制システムを指している
住民自治システムを条例で明確化する必要性がある
- (3) 実体的には3つの住民自治がある
 - ① コミュニティ型自治（共和主義的）＝地域共同社会＝自治会、区長制度など（ヨコ）
 - ② アソシエーション型自治（自由主義的）＝目的別結社社会＝NPOなど（タテ）
※ こ①の二つがそろって市民社会は活性化する
 - ③ 住民による団体自治の直接統制権＝条例の改廃制定請求権、特別職の解職請求権、監査請求権（ナナメ）
- (4) まとめ、広陵町自治基本条例の役割を簡単に言うと
 - ① 広陵町の自治の仕組みの簡便手引き（憲法、地方自治法、広陵町各種条例）
 - ② 広陵町がめざす方向と決意、行動原則の明示
 - ③ 広陵町が設ける独自制度やシステムの根拠

3. 危機の時代の「まちづくり」を考える（団体自治＝町役場だけで可能か）

- (1) まちづくりのレベル
 - ① 広陵町全体（団体自治で担う）
 - ② 小学校区程度の範囲（団体自治と住民自治の協働で行う）
 - ③ 向こう三軒両隣程度（住民自治主体で担う）
- (2) 真のまちづくりとは…
 - ① コミュニティレベルにおける「社会資本」形成の営みを意味する
 - ② 「社会資本＝Social Capital」の三層構造
ハード（インフラ）・・・今までは、この投資ばかりを要求してきた
ソフト（社会的共通資本）・・・民営化の失敗、公共性と公共経営の再認識
ヒューマン（社会関係資本）・・・人的資本投資の根本的なやり直し
- (3) まちづくりの優先順位・発展段階
 - ① 安全・安心（災害対応、犯罪防止）
 - ② 機能性の整備（子ども、女性、高齢者、弱者にとっても住みやすいか）
 - ③ 社会的関係の場として（コミュニケーションは活発か＝信頼と面識社会づくり）
 - ④ 真善美の面から（学び、美しさ、ハイモラル）
 - ⑤ ローカル・アイデンティティの確立（オンリーワンのまちづくり）

自治基本条例ができたけど、私たち職員はどうすればいいの？

NPO 政策研究所理事・研究員 田中 逸郎

*元大阪府豊中市職員

自治基本条例って何だろう？ むつかしそう…企画政策課の仕事でしょ…私の仕事になんか影響あるの？ …これができたことでまちも役場も変わるかも…でも、よくわからないなあ…

等々、いろんな感想や意見をお持ちの皆さんをガイドするのが、今日の研修です。それぞれ自分の仕事に引き寄せながら聴き、学ぶと理解が進みますよ。

はじめに：自治基本条例にはどんなことが書いてあるのか

- いいまちって、どんなまち？
 - ・自治基本条例 前文

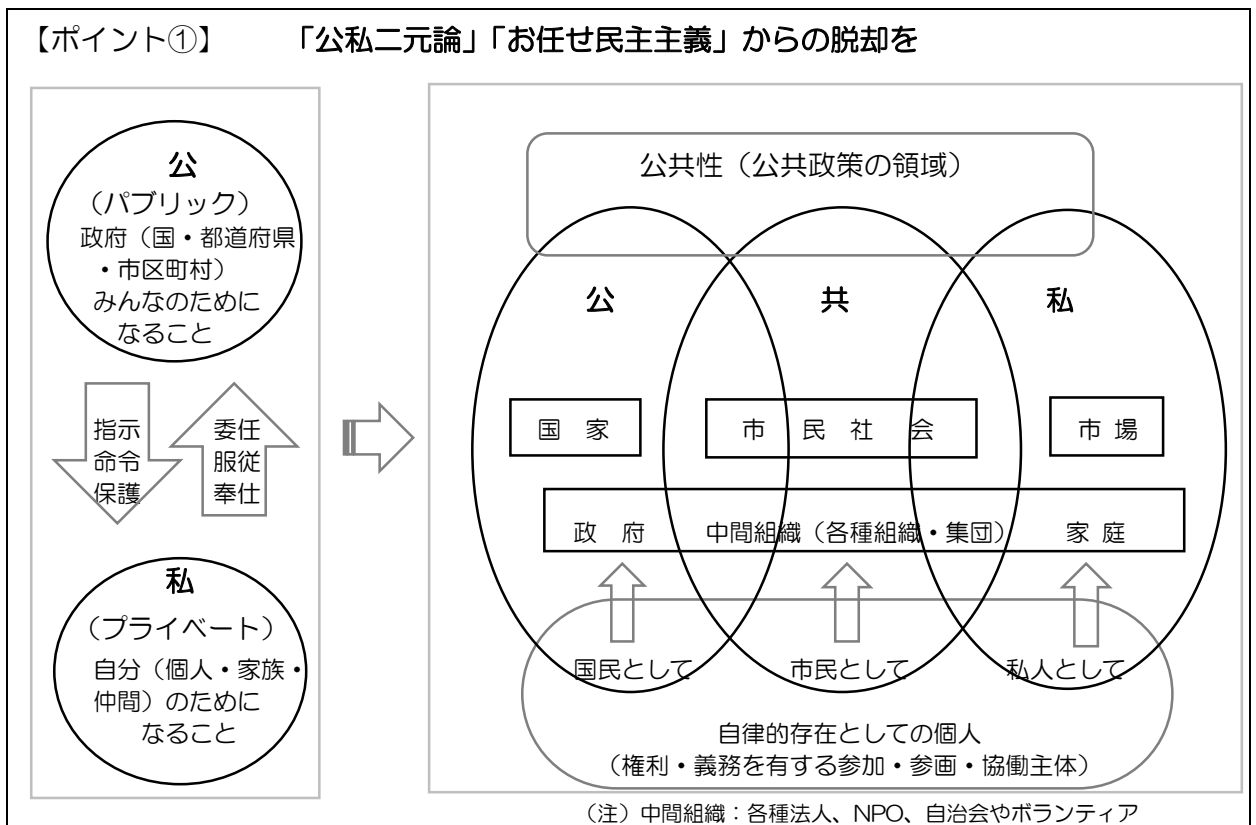
- 「広陵町自治基本条例 逐条解説書」をひもとくと…
 - ・自治基本条例は自治体の基本規範
 - ・町民、町議会、行政が、連携してまちづくりを担い進めていく際の基本ルール
 - ・四つの基本理念
 - ①基本的な人権の尊重、連携・協働してまちづくりに取り組む
 - ②連携・協働のまちづくり
 - ③歴史・文化・自然などの環境との共生と次世代への継承
 - ④助け合い、支え合うまちをつくる
 - ・六つの基本原則
 - ①参画と協働の原則、②補完性の原則、③情報共有の原則、④健全な行政経営の原則、⑤環境保全の原則、⑥多様性尊重の原則
 - ・町民はまちづくりの主体、町議会は開かれた議会運営、行政は透明で効率的、効果的な町政運営

- さらに「職員は何をするのか、どうすればいいのか」を調べると…
 - ・「条例第24条：町職員の役割と責務」：町民のために働く、法令順守・効率・公平・公正・誠実、わかりやすく説明、知識・技能の向上、町民としてまちづくりに参画を
 - ・「条例第25条～33条：行政経営」：総合計画との整合、組織改革・人材育成・配置、効率的・効果的財政運営、自治立法（自前の公共政策）、法令順守、説明責任・応答責任、広報・広聴・パブリックコメント、行政手続きの公平性・透明性、行政評価・改善・公表

- うわっ！？ 大変そう … ということで、順番に解きほぐしていきましょう

1. 原理・原則編（そもそも、なぜ必要なのかを知る）

- 自治基本条例は…これまでのやり方（お任せ民主主義）を変えることが目標
 - ・ 公民役割分担、公私二元論 … 滅私奉公（戦前・戦中）、滅公奉私（高度成長期）
 - ・ 住民が「役所（行政・議会）に課題解決を丸投げしながら、その一方で、役所に不満・不平を募らせることの繰り返し」から脱却する、変えることが目標
- そのための考え方、必要要件、進め方をまとめたのが「自治基本条例」



- ・ 「公私二極対立」から「共」を媒介にして成り立つ「公共」（性、空間、意識）
- ・ 心が通い合い、共に生きることができる「公共」を开花させる
 - 「滅私奉公」でも「滅公奉私」でもなく、「活私開公」を
- ・ みんなが大切にされ、みんなの力を活かしながら、住みよいまちをつくる

【ポイント②】

自治体の現状・課題をふまえた

総合性・現場性・有効性がある「自前の公共政策」が必要

- ・ まちや地域によって課題は違う。必要な公共サービスも異なる
- ・ 国の法制度に基づき自治体が公共サービスを実施するだけでは解決しない
- ・ 地域特性・地域課題を総合的・多角的にとらえ直し、みんなで解決の道筋を探る

- ・連携・協働・役割分担して、まちづくりに取り組む

【ポイント③】 まちづくりを多様な主体が連携して担う = 「自治」

- 情報共有・市民参加・参画・協働による「自治」の確立
- = 自治体が「政策主体=自治体政府」となるための基本要件

- ・「自治」とは？ … 「自ずと治まる」から「自ら治める」へと構造転換！
- ・「上意下達・配給型」発想を見直すこと／地域諸課題について、様々な主体（行政・議会・住民・事業者）が協議することから「自治」が育まれる
- ・住民自治と団体自治の関係：憲法 92 条に規定する「地方自治の本旨」
- ・住民自治による団体自治の統制の在り方、住民自治と団体自治の関係性の問い直しを
- ・住民自治：団体自治を「統制する権利」＋「公共への参加権」の確立
 - 「自らが公共を担う」（まちづくりを主体的に進める）ことも「住民自治」

2. 実践理論編（進めていくためのポイント・立脚点を学ぶ）

- 自治を育み、みんなでまちづくりに取り組むためには「情報共有・市民参加・参画・協働」が必要

【ポイント④】

これからの参加・参画

公共を誰がどのように担うのか（=まちづくりの在り方）を考え

合意形成していく仕組みとして再構築することが必要

- ① 市民参加・参画制度の機能・目的
 - ・「参加」によってニーズを把握し、公共サービスを向上させる
 - ・「参画」によって、まちの将来像を合意形成する（まちづくりの内容を決める）
 - ・そして、実現に向けて連携と役割分担を合意形成する → 協働の仕組みへ
- ② 市民参加・参画制度の目標 → これまでの公民役割分担を見直し、自治を確立する
 - ・公共を「行政責任領域」「住民自治領域」「協働領域」へと再編する
 - ・それぞれの領域における参加の仕組みを構築する
- ③ 民が担う公共（官が統治管理しているのではない公共）への市民参加・参画の促進
 - ・民間や地域コミュニティが担っている公共への市民参加・参画の促進
 - ・公私両面にまたがる新たな社会的課題や地域課題への市民参加・参画も不可欠

- ・これまでの市民参加は、参考意見の聴取にとどまる
- ・サービスを受益する立場からのニーズ要求に終始しがち
 - 公共課題・地域課題解決のための市民参加になっていない

- これらの課題や限界を超えるために「参画」という言い方が普及
 - 責任ある市民参加、お任せ民主主義を超える = 企画立案段階からの参加
- **自治基本条例で、市民参加・参画・協働のルールや基準を明確化**
 - ◆ まちづくりを進めるパートナーとしての参加・参画
 - ◆ 課題の明確化と共有／主体性・自発性の確保と責任の自覚／参加者相互の意見交換・協議／参加で得られた意見や提案が公共政策に活かされる仕組みがあること
 - ◆ 情報共有：参加・参画のプロセス・内容・成果の公開（参加・参画できない市民への情報提供は重要！）
 - ◆ もう一つの市民参加・参画：行政への参加・参画だけではまちづくりは進まない
 - 種々の自主活動への参加・参画も大切（ボランティア活動、地域コミュニティ活動、NPO活動等への参加・参画）
 - 公私両面にかかわる課題、潜在的課題（公共課題としては顕在化していない課題）への参加・参画
 - 自治基本条例「第5章 地域自治活動と町民公益活動」で明確化

【ポイント⑤】

協働のあり方

- ① 協働とは…違う主体同士が双方のスキルを発揮して、単独の主体では到達できない価値・成果を挙げることをめざす行為
- ② 協働の過程や成果、課題などを情報提供し、広く合意形成を図りながら進める
- ③ 様々な主体が公共課題・地域課題について協議できる開かれた仕組みや場のもと進める = 情報公開・共有と市民参加・参画のもとで進める
- ④ 支援と協働の関係性をふまえる = 支援は協働推進のための道筋づくり = 行政資源を分権することによって、市民・民間セクターが自主的・自律的・持続的に活動できるように環境整備を行う
- ⑤ 行政による公共サービスでは解決できない社会課題・地域課題に対応している活動への支援と協働が重要

- 協働に至るまでのプロセスを明確化し、協働のすれ違いをなくす
- 職員は現場へ足を運ぶ：公共課題や地域課題を住民と共有する
- 企画機能の組織内分散化・現場化による諸制度の柔軟活用
- 行政資源の住民分権・地域分権化 ← 協働の環境整備
- 評価の仕組みを整える、評価主体は誰か

協働事業が従来型の行政サービスを超える成果を挙げているか
 協働事業によりコミュニティやまちづくりの担い手が育っているか
 行政は変わったか

評価主体は、協働事業に参加した当事者だけではなく、その取り組みのコストを負担しそのサービスを受益する住民

→ だからこそ、情報公開・共有と市民参加・参画に支えられた協働事業が大切

- 住民代表機関であり行政の監視機関である「議会」の役割は重要

各地域での参加・参画・協働による取り組みが民主的に合意形成され成果を挙げているか。さらには、こうした地域ごとの取り組みを町全体としてどう調整するのか

→ 住民自治を基盤に団体自治を構成する議会の役割

- これら「情報共有、参加・参画・協働」を明確化し、取り組んでいくために「自治基本条例」がある

【ポイント⑥】

参加・参画・協働の意義、市民とは

- 参加・参画・協働は、出発点も目標も「地域社会を多様な主体が連携して担うものへと変えていく（本来の公共運営を取り戻していく）」こと
- 地域諸課題について、様々な主体が協議できる仕組みや場が必要
 - ・どのような役割分担や連携をしていくのか、対等な立場で協議し合意形成を図る
- 改めて振り返り整理すると…市民（住民）は三つの顔を持つ
 - ・市民は「顧客」…「参加」によってニーズを把握し、公共サービスを向上させる
 - ・市民は「主体」…「参画」によって、まちの在り様や役割分担を合意する
 - ・市民は「パートナー」…「協働」によって、まちづくりを連携して担う

3. まとめ

【ポイント⑦】

自治基本条例がめざすもの

- 行政は … 積極的に情報公開・共有、参加・参画・協働を進める
 - ・まちづくりの理念を共有する … **自治の確立**
 - 多様な主体が連携してまちの将来像やまちづくりの目標をつくる
 - ・役所を変える＝行政・議会の仕事のやり方を変える
 - … **団体自治の改革 = 真の行財政改革**
 - ・役所と市民の関係を見直す … **団体自治・住民自治の充実**
- 住民は … 主体的・自主的にまちづくりに関わる
 - ・公共政策に参加・参画・協働する … **住民自治による団体自治の統制**
 - ・住民自らでできることは住民でやる（行政・地域の役割分担の見直し）
 - … **住民自治の活性化**

● 皆さんに心がけてほしいこと

【ポイント⑧】

「ある・べき・できる」の統合を

＜公共政策の立脚点＞

「社会の現状（ある）のリアルな分析」と
「望ましい（あるべき）社会の理想の追求」と
「その理想の実現可能性（できる）の探索」という三つのレベルを
区別しながらも、切り離さず統合する道を選ぶ

● 最後に … いっぱいありすぎて、頭が割れそうなあなたへ

・今日の研修で示した【ポイント①～⑧】を何度も読み返してください

・皆さんへのエール

● エール、その1

2 ランク上の視点から、もう一度自分の仕事を点検してみる

* 多角的・複眼的にとらえ直し、対応・判断・調整に役立てる

● エール、その2

公務員神話（批判）：「休まず・サボらず・働かず」から

「休んで・サボって・働く」公務員をめざそう

* 「休んで」… まちづくりは長距離走。燃え尽き症候群にならないように

* 「サボって」… 時には公務員の袂を脱ぎ、市民視点で考え行動する

* 「働く」… 給料は税金から。市民のために働く責任とやりがいを持つ

広陵町自治基本条例職員研修(令和3年度) アンケート結果 No. 1

【事務職】

問2 今回の研修の理解度はどのくらいですか。

全体

とても理解できた	3	2.83%
それなりに理解できた	56	52.83%
少し理解できた	42	39.62%
少し理解できなかった	3	2.83%
あまり理解できなかった	1	0.94%
全然理解できなかった	1	0.94%
無回答	0	0.00%
合計	106	

年代別(20代以下)

とても理解できた	0	0.00%
それなりに理解できた	8	30.77%
少し理解できた	16	61.54%
少し理解できなかった	2	7.69%
あまり理解できなかった	0	0.00%
全然理解できなかった	0	0.00%
無回答	0	0.00%
合計	26	

年代別(30代)

とても理解できた	1	2.70%
それなりに理解できた	19	51.35%
少し理解できた	15	40.54%
少し理解できなかった	0	0.00%
あまり理解できなかった	1	2.70%
全然理解できなかった	1	2.70%
無回答	0	0.00%
合計	37	

年代別(40代)

とても理解できた	1	2.94%
それなりに理解できた	24	70.59%
少し理解できた	8	23.53%
少し理解できなかった	1	2.94%
あまり理解できなかった	0	0.00%
全然理解できなかった	0	0.00%
無回答	0	0.00%
合計	34	

年代別(50代以上)

とても理解できた	1	11.11%
それなりに理解できた	5	55.56%
少し理解できた	3	33.33%
少し理解できなかった	0	0.00%
あまり理解できなかった	0	0.00%
全然理解できなかった	0	0.00%
無回答	0	0.00%
合計	9	

【結果および分析】

理解の幅はあるが、95%の人が「理解できた」と回答。年代別にみると、これまでの研修とは異なり、あまり理解度の差がなかったと思われる。これは、研修を幾度か積み重ねてある程度全体に理解の底上げができたと考え。一方で、理解ができなかった方も一定数いるため、研修内容を常に考えながら研修を進めていきたい。

問3 前半の中川先生及び田中先生の講義を聴いての感想を簡潔にご記入ください。

資料2-1のとおり

問4 研修時間について(研修時間180分)

全体

ちょうど良い	37	34.91%
短い	2	1.89%
長い	66	62.26%
無回答	1	0.94%
合計	106	

【結果および分析】

今回は研修時間が180分で、7割以上が説明、講義であったことから、60%以上が「長い」と回答している。やはり、ワークショップ形式のような話し合いの時間を長く取ることでできる研修を実施し、考えをアウトプットする方が、理解の定着が早いと考える。

問5 オンライン研修について

全体

オンラインの方が理解しやすい	9	8.49%
オンラインでも対面でも関係なし	84	79.25%
対面の方が理解しやすい	7	6.60%
その他	3	2.83%
無回答	3	2.83%
合計	106	

【オンライン研修に対する意見】

- ・チャット機能もあり、対面より分かりやすいと思います。また交通費の削減にもなります。
- ・オンラインで行うことは良い。今後も実施してほしい。ワークショップをする(職員が集まる)ことに課題を感じる。
- ・ノイズがあり聞き取りにくい時があった。
- ・一方向の研修となるため、大人数のオンライン研修は受ける側も辛い部分がある。
- ・画面が見づらかった。
- ・講師が遠方に居住している場合、移動の必要がなく、コスト面がいい、コロナ感染の回避にもなる。
- ・講師側の空気感が分かりづらいこともあるが、問題ないと思う。

・条例を一言でいうと・・・
・自由意見

別紙2-1
別紙2-1

広陵町自治基本条例職員研修(令和2年度) アンケート結果 No. 2
【保育士・幼稚園教諭】

問2 今回の研修の理解度はどのくらいですか。

全体

とても理解できた	0	0.00%
それなりに理解できた	3	23.08%
少し理解できた	8	61.54%
少し理解できなかった	2	15.38%
あまり理解できなかった	0	0.00%
全然理解できなかった	0	0.00%
無回答	0	0.00%
合計	13	

【結果および分析】

理解の幅はあるが、85%の人が「理解できた」と回答。一方で、話はよく理解できたが、理想に近くにはかなり困難、でも話し合いを重ね、周囲を巻き込んで進めていかないと」という意見もあり、周りの巻き込み方、協力の進め方について研修を行う必要性があると感じた。

問3 なぜ、住民、町民との参画・協働は必要だと思いますか。今回の研修を受けて簡潔にご記入ください。

資料2-2のとおり

問5 オンライン研修について

全体

オンラインの方が理解しやすい	0	0.00%
オンラインでも対面でも関係ない	9	69.23%
対面の方が理解しやすい	3	23.08%
その他	1	7.69%
無回答	0	0.00%
合計	13	

【オンライン研修に対する意見】

- ・音が途切れた部分があったので、しかし意見を書いたメモをスクリーンで共有できたのはよかった。
- ・オンラインでも顔を見ることができ、対面と変わらず分かりやすかった。
- ・オンラインでも問題ないと思うが、個人的には直接講義を聴く方がより意欲的に行えたのではと感じた(画面が近く目が疲れた)。

・条例を一言でいうと・・・
・自由意見

別紙2-2
別紙2-2

問4 研修時間について(研修時間150分)

全体

ちょうど良い	11	84.62%
短い	1	7.69%
長い	1	7.69%
無回答	0	0.00%
合計	13	

【結果および分析】

86%が「ちょうど良い」と回答している。
※保育時間の都合上、半分しか参加できない方が多かったことも要因。

9 / 2, 9 / 3 広陵町自治基本条例職員研修 記述

【一般職】

- ・ 問 3 講義を受けての簡潔な感想
- ・ 自治基本条例を一言でいうと・・・
- ・ アンケート自由意見

※単にお礼や「よく分かった」を記載している自由意見については、記載していません。

問 3 中川先生・田中先生の講義を聴いての感想を簡潔に記載してください。

- 「やらなければ財政がもたない。やるしかない。」という中川先生の発言がなかなかショッキングで積極的に参画する必要があると感じた。
- 職員全員で取り組み、住民と知り合いになって多くの人と話ができるようになると聞いて、自分には何人と知り合いになっているのだろうと思った。まずはそこから。
- 進むペースが早かった。
- 広陵町は遅れていると感じた。職員自身の意識を変えないと、前に進まないと感じた。
- ポイントが絞られていて、分かりやすかった。
- 具体的な事例等を教えてもらいたい。
- 住民、行政ともに広陵町はまだまだ成長していく必要があると思った。住民参画を求めていく必要があるので、求めていけるだけの職員のスキルアップが必要だと思った。
- 協働が大切だとわかった。
- 広陵町だけでなく、行政としての立場、これからの行政について勉強になった。自治基本条例って？だったが、これからの時代は必要だと感じた。町民の立場としても考えてみたいと思う。
- 中川先生の講義が早口で少し聞き取りにくかった。田中先生の体験談は分かりやすかったが、具体的な事例等教えて欲しかった。
- 住民どうしのコミュニケーションが少ない中、浸透できるのか。でも浸透できれば皆にメリットがあると感じた。
- ささまざまな立場にある住民の合意形成は困難と思われるが、「1対1の状況で意見交換しない、公開であること」ということが印象的であった。
- 住民が主人公である、職員である自分自身を「町民」である意識を持って業務に努めていきたいと思った。
- 改めて地方自治体のおかれている状況を認識し、住民自治と団体自治の相互乗り入れの必要性があると感じた。
- 自治基本条例についてなんとなくの理解からきちんと理解できた。町の職員としての役割を再認識できたような気がする。
- 講義内容は大変分かりやすく、自治基本条例の背景や必要が理解できた。具体的に進めていくのは難しそうだと感じた。
- 先生方の意見や質問に対する回答により理解が深まった。もう少し先生方の回答時間があれば良かったと思う。
- 講義内容がとてもわかりやすく、特に住民にとって住みがいがある町、つまり住民自身に役割があるという点について、自身の業務内容と共通点を感じられた。

- 自分たちの仕事を減らすために、それが住民たちのためになるということがわかり、進めていく意味があると感じることができた。
- 自分の意識・認識を変えることができた。
- 自治基本条例に基づくまちづくりが遅れていることの危機感に対する認識は有識者と一般人（行政職員も含め）とで乖離があると感じた。
- 元公務員の立場からイメージのつきやすい条例を交えて説明して下さったため、理解しやすかった。
- この条例の目的がようやくイメージできた。
- 「役割のあるまちがいいまち」という言葉が印象的だった。個人が役割を持ち、地域のことを考え、住み慣れたところで生活していくためには、個人自治、近隣自治がとても重要である。
- 資料も説明も分かりやすく充実した講義だった。
- 自治体が正常に維持されるために、住民参画を入れた自治基本条例が不可欠であることがよく理解できた。住民と職員がそれぞれの立場を理解した上で、協働でつくり上げていく、社会維持のために、必要不可欠なモノであると思う。
- 自治基本条例の意味・内容について整理できた。
- 田中先生の講義は分かりやすかった。再度のポイントを読み返し、勉強していきたい。
- まちづくりのポイントについて具体的に提示いただきわかりやすかった。ただ、実践するとなると、地域の課題を情報共有して目的、役割を明確にする必要があるし、地域へ出向くことが大切。住民、職員の意識改革をどうしていくか、など多くの時間と環境整備が必要だと感じた。
- 自治基本条例が必要であることは理解できるが、長時間じっくりと継続する難しさを感じた。
- 自治基本条例がつくられた意味について改めて理解できた。実際にどのように活用し、日常業務に生かしていくかが少しイメージしにくかった。
- 分かりやすく共感できることが多かったが、やはり具体的に「自分が」何をしたらいいのかイメージできなかった。これから企画政策課が進めていくと分かってくるのでしょうか。
- いいまちとはどんなまちか？人によって答えが違う。コミュニケーション増加計画が必要。良くも悪くも地域のつながりが希薄になっているので対話することが大切だと思った。
- 内容が普段なじみのない部分が多く、難しく感じた。
- 住民自治と団体自治の両方が重要であると思う。現状、公園の管理など行政がやっていることをどのようにして住民自治へと巻き込んでいくのかが分からなかった。団体自治が中心のものを住民自治へと促す方法を知りたい。
- これからのまちづくりで必要なことをポイントごとに理解しやすかった。
- 難しいところが多く、何から手をつけていいか。不明な点が多いが、少しでも手をつけられるところがあるのでは、と感じた。
- こういう時代だからこそ、人間関係の多さ、太さに重点を置いたまちづくりのために職員一人ひとりができることを考える必要があると感じた。
- 田中先生の講義はとてもわかりやすかった。

- 町で活動している団体についてどういった活動している団体がいくつあるのか把握する必要があると感じた。まちづくりはなかもづくり。
- 具体的にどのようになれば成功なのか理解できなかった。
- 分かりやすかった
- 内容は分かりやすく住民自治の必要性が良く分かった。
- 住民参画が必要な事業と不要事業との線引きが難しいと感じた。
- 田中先生の実践理論編のところがとてもわかりやすかった。
- 町全体、全員で広陵町を考えることが必要だと思った。いかに多くの属性の意見を集めるかも必要だと思う。
- 職員だけが抱え込まずに住民を動かすことは「みんなが幸せになる方法」なのだと感じた。
- 危機感少ないので、なかなか自分ごとにならない。
- 今後、さらに具体的なフローについて他自治体の例を交えながら教えていただきたい。
- 具体例をもっと聞きたい。
- 中川先生、田中先生とも実践的に行っている方であったため、なるほどと思えることが多くあった。
- 条例の重要性、制定理由について理解が進んだ。ただやはり、どこかぼんやりした部分がある。
- 団体自治・住民自治、協働が必要な単位について知ることができた。
- 条例の理解が深められたと同時に、本条例が無用の産物とならないよう努めるべきと思った。
- 住民参画や職員意識の変革をしていきたい。
- 自治基本条例は、本町のまちづくり関わる部署全てに関して定められているものであり、住民との今後の関係性の基礎となるモノであると感じた。
- 職員がスキルをつけていくことの重要性を改めて感じた。
- 職員としての働き方、あり方を考え直すきっかけになった。
- 団体としてまちづくりのために何ができるのか考えていくと同時に住民自治として住民の方に何をお願いできるのか、もっと詳しく考えていく必要があると感じた。
- 危機感を感じた。
- 具体的な案をもっと講義の中で教えていただきたい。
- 住民とのコミュニケーションだけではなく、職員とのコミュニケーションも重要で、まちづくりはみんなで作るものだと理解できた。
- 中川先生の総論からポイントを絞った、田中先生の講義の流れが理解しやすかった。
- 行政の目線からわかりやすい内容であった。
- 素晴らしい思想をお持ちだ。いったい住民の何割が自治に興味を持っているのか、大半の住民は納税して文句や苦情を言わず、役所に任せていると思うが、そういった住民に対して本条例を理解してもらい、浸透させることが難しそうだ。
- とても分かりやすかった。抽象的な内容だけに前回は分かりにくかったですが、具体例や職員がどうやって進めていかなければならないのか少しヒントがつかめた。
- 本来であれば住民が自ら住む町をより良くするために行動し、行政とともにまちづくりに取り組んでいくというのは、当たり前、当然なことであると感じた。それが「お任せ

民主主義」と言われる行政が全て行ってくれるだろうという考え方に至ってしまったものを戻すために働きかけないといけない。

- 自治基本条例のあり方を深く知ることができた。日々の業務でも、意識を持って望みたいと思う。
- 条例について再認識できた。短い時間の中、質問に事例も交えて答えてもらい、より理解できた。
- 日常の業務の自治と自治基本条例の自治が同じ意味をなしているのかが正直分からなかった。
- 地域不足で理解できない箇所があった。
- 言われていたことをやっていくのは難しそうだった。
- 自治基本条例の住民への周知について、さまざまなニーズを用いる必要性和住民と行政との連携の重要性について理解した。
- これから来る社会情勢において、自治基本条例の重要性についてよくわかった。
- 活私開公で、すみよい町にしたいと思いました。
- 言われていることは理解できるが、実現するのは難しいと感じた。しかし、必要であることは話を聞いて十分分かったので、少しずつでも自分の意識から変えようと思う。
- 自分の居場所がある住みがいのある町という言葉が印象的だった。
- 「まちづくり」ということだけを住民に伝えても自分事と思ってくれない。その年代、性別に合ったサービスを提供したり情報を届ける必要があると感じた。
- 具体的に行動する例がわからなかった。条例は難しいものだが、必要であることがわかった。
- 広く町民に協働や参画の考えが伝わる必要があると考えた。
- 条例をつくり、その条例を活用し、町民との協働・連携を進めていくこと等をより詳細に分かりやすく講義していただき、勉強になった。今後の業務における考え方、行動に生かせるよう条例を改めて読んで参考とする。
- 職員がどう動いていくのか、住民理解を得るために柔軟な考え方を持たなければならないと感じた。
- 町民主体としたまちづくりの中でどういった指針を示すべきなのか、考えることが必要であると感じた。
- 中川先生：長い、分かりにくい、何が言いたいかわからない。レジュメを読むだけなので、5分くらいの簡潔な説明でいい。かける時間に対して得るものが小さい。田中先生：前半の説明がとても面白かった。キャッチーなフレーズで頭に残りやすく、理解が深まった。ポイント1～8が少しわかりにくい。
- まちづくりの基本や行政がやるべきことが分かって良かった。
- 今回の講義の中で、行政だけでなく住民との連携がとても重要になると感じた。公私が完全に二元化していた今までと異なり、みんなの力を合わせてまちづくりをしていかなければいけないと思った。

★ 自治基本条例を一言でいうと・・・

- これからのまちづくりのルールを決めるための条例
- 人間関係の見直し
- 当然の条例、本来のあるべき姿
- 「民」のための条例
- 「協働」の条例
- 広陵町オリジナル条例
- 取り組み方がたさまざまであっても、それが認め合い、住みやすい安全な町になっていくための条例になればよいと思う。
- みんなで協力しながらまちづくりに取り組むためのルール
- 人と人をつなぐ条例
- 広陵町にとって不可欠な条例
- 町が存続するために必要な条例
- 人と人をつなぐ条例・・・高齢化や若者の自治会離れが進んで横のつながりの取り組みが縮小されていっているので、住民自治により再構築していく。
- いい町、住みやすい町を目指し、広陵町に関わる全ての人が自治について考え、参画すること。
- 憲法のような条例
- まちづくりの方針を周知させるための条例
- まちづくりはなかまづくり
- 行政と住民が協働するためのコツが書かれている条例
- 市民と職員にとって、二人三脚でまちづくりするための条例
- 自治体の将来
- みんな（住民、職員、町に関わる人）が幸せになるための条例
- 幹の条例
- 自分たちが輝けるための条例
- 町・住民の道標の条例
- 住民も役所も前向きになるための条例
- 全町民に周知し、理解してもらう必要がある条例
- 活用するのが難しい条例
- 理想と現実をつなげるための条例
- まちのための条例
- 気軽に自治会に参加できるようにする条例
- 町のあり方を考える条例
- 役割のあるまちづくりを推進する条例
- 私たちのための協働の条例
- まちづくり実践条例
- これから豊かな生活を送るための条例
- 理念条例
- 住みやすい町を作る条例
- 人々とのつながり条例

- 町民への理解が難しそうな条例
- 人生を豊かにする条例
- 未来につながるまちをつくるための条例
- 町の活動向上のための条例
- 居場所づくり条例
- 「市民参加型」の自治のあり方を行政が住民に提示するやり方
- 応援し合える町を作っていく条例
- 町によって良くなる条例
- 多様な人が自分を生かせるまちづくりができる環境をつくる条例
- みんなが町のことを思う条例
- 生活の改革
- 住民と役場が共に創りあげていくもの
- 行政と住民どちらか一方に頼ることがないようにする条例
- 自主的なまちづくりの条例
- 自治基本条例とは、行政にとっての理想である。
- みんなでよいまちをつくるための条例
- 行政と住民にとって WinWin なもの。
- いいまちづくりの架け橋のパーツを築いていくもの。
- 住民が暮らしやすいまちにするための条例
- 行政と住民がきょうりよくしながらまちづくりを行うための指標
- 役場だけでなく、みんなが参加するまちにする条例
- これからのまちづくりに必要な条例
- まちづくりのルールを定めた条例
- 自分たちでつくる条例
- 未来のまちづくり
- より良いまちづくりの基本的ルール
- いいまちのための枠組み条例
- 町民にとってお得な条例

★ 自由意見

- 切に思うのは、高齢者でなく、これから生きていく若者に意見を出してもらいたい。発言するのが高齢者だとその向きのことしかできない。
- ベースとなる条例で、独自のものであると思う。住民にとっても職員にとっても「オリジナル」であることは共通だと思います。
- 今回の講義を聴いて、広い意味で行政の役割を振り返る機会となった。
- オンラインの講義でも理解できた。オンラインを活用した新たな手法の可能性があると感じた。
- 今までよく分かっていなかった自治基本条例のイメージができました。ありがとうございました。
- 研修のまとめとして、広陵町では〇〇を取り組みましょう。というような具体的な取り組むべきアクションを示していただけるとよりこの研修が生きるのではないかと思いました（研修を受けて終わり、にならない）。
- 質問に対する先生方の回答が興味深かった。具体例も示していただき、もっと聞きたかった。
- 仕組みづくりが大切であることが良く分かりました。自治基本条例に限らず、「アンケートをとる」「パブコメを集める」など複数を組みあわせ、また結果を公開することは、様々な面で大切と感じた。日々の業務にも生かして円滑に運営していきたい。
- 画面共有もしていただければ、資料のプリントアウトは必要ないかと思った。
- 各職員、各課でどのように住民参画を進めていくかを考える必要があると思うが、広陵町として今後どのように進んでいくのか各課どのように協力していくのかが、もっと職員全体で情報共有し、情報を更新する必要があると思う。
- 条例についての理解が進みつつも実際に住民と接するとなれば、具体的にどう対応していくのかイメージするのが難しいところがある。継続的に研修会があるとありがたい。
- 住民に関わる部署、まちづくりに関わる部署で連携して建設的な意見を交換する場が欲しいです。自治基本条例を基に我が部署ではこういう取り組みをしたい、または考えているが、などを伝え、多角的に意見交換したい。
- 他日程で出た質問、回答も含めて後日資料としていただければ。庁舎内から意見を出し合える場、もしくは機会があればいいなと思います（会議でなくとも、書面やオンラインなど）。住民の方からいろいろな話を聞いてこうしたいと考えさせられることも多い。連携してできることはやっていきたい。提案する場を。
- 介護福祉課では、生活支援体制整備事業を元に、住民主体の介護予防、生活支援サービスの構築に取り組んでいます。「広陵ささえ愛」という協議体が活動したり、サロンや通いの場、ボランティアが動き始めているので、庁内全体で知ってもらい、協働できるようなしくみができたらいいなと感じた。
- 条例に沿って住民参画を進めるのはある程度必要と思うが、今の人員、仕事量では対応できる事業に限られる。
- 住民にどうやって周知していくのかが一番の課題であり、難しいと思った。
- 「やるしかない。」と中川先生に言い切ってもらえたのは良かった。やるぞ！と思うことができた。先行して成功している自治体の担当者の話を聞きたいと思った。
- このままでは、行政が破綻するというわりには職員個々の業務が増える話が多く、減る

話がないので意味があるのかと思った。

- 住んでいる町を好きになってもらう取り組みが先立つことだと思った。
- 重要な研修であることは十分理解していますが、長時間の研修は業務に支障をきたす。手厚く人事がなされている部署ばかりではありませんので配慮を。また、コロナの感染拡大を受けて、各種会議やイベントが中止となっている中、人数を集めての研修が必要だったのか疑問。リスクマネジメントが甘い。
- 他市町村の話聞いていかに危機感を感じなければいけないのか実感した。自分が今日からできることは、少しでも多くの住民との関わりを作ることであると感じた。
- 最後の先生方のお話を聞き、理解できた。町民と共に良いまちづくりができたらと感じた。
- 町政に興味ない、関わらなくても生きていける。。。そう思う人は多いと思うが、子育て、災害時、高齢で一人で暮らす、となったとき、「自治」活動を知って行動することにより、人生が豊かになるに違いない。
- (職員からの)質問を見た時、少し厳しい意見が多かったように思うが、これは職員の不安を表していると思う。
- 公務員経験がある田中先生のお話は、身に入った。できることから実践したい。
- 前半の時間が長い割に頭に入ってこなかった。簡潔な説明を10分×2コマ行って、残りをワークショップにあてたら、条例に対して職員と意見を共有できるのでは。レジュメは配布だけにし、「班で考えを共有し、勉強したことをレポートまとめて1枚に提出」の方が能動的に職員として考えることができていると思う。
- 相手が変わるには、自分を変えなければならない。団体自治における創意工夫が必要だということを忘れてはいけない視点だと思う。
- 質問の時間を多く設けて欲しい。
- 各課でこの条例がどのように活用されるのか、地域担当職員としてどのような業務が今後必要になるのか具体的に示した後に研修を開催した方が、真剣に受講するのではと感じた。現状では、自分の業務と関係あるの?という気持ちとなる。
- 町民が住みやすいまちづくりを目指して取り組みたい。
- 昔、町民に「なぜ忙しい現役世代が役をしないといけないのか。暇な高齢者がすればいいのに」とか「役場は何でも区長・自治会長にやらせようとする」という声を聞いたことがある。職員として自治基本条例もやらないといけないと理解しているが、町民からすると、条例を決めたのは役場なのに、なぜ町民と一緒にやらないといけないのか、と思われることを危惧している。町民にこの条例を理解してもらえるように、既に取り組みを行っている他地域の例を教えて欲しい。住民参画して良かったところ、悪かったところを知れば、より町民に分かりやすく伝えられるのでは。

(以 上)

9 / 2, 9 / 3 広陵町自治基本条例職員研修 記述

【保育士・幼稚園教諭】

- ・ 問3 講義を受けての簡潔な感想
- ・ 自治基本条例を一言でいうと・・・
- ・ アンケート自由意見

※単にお礼や「よく分かった」を記載している自由意見については、記載していません。

問3 中川先生・田中先生の講義を聴いての感想を簡潔に記載してください。

- 話は良く理解できたが、やはり理想に近づくにはかなり困難さを感じる。しかし、めんどくさいと思っても話し合いを重ねたり、周りを巻き込んだりしていくことなくしては、進んでいけないのかなと思う。
- 子どもたちやみんなにとって良い条例には、各機関の協力が必要という言葉が印象に残った。直接関係ないとかでなく、そう思いがちな話でも全てが町につながると職員が意識できると思う。

★ 自治基本条例を一言でいうと・・・

- まちづくり→いろいろな人たちとの交流
- 楽しい町
- 楽しいまちづくり
- 住んでいるまちの決まりごと、ルール
- みんなが楽しく住めるようなルール
- 住みやすい町にしていくためのルール
- 町に住んでいる赤ちゃんから高齢者まで、みんなが安心して過ごせるためのルール、ずっと町が元気でいられるためのルール
- もっと大好きですてきな広陵町になるための条例
- 「白米」
- ここに住む全ての人が暮らすこの場所が、みんな大好きになるための約束事
- 住民みんな力を合わせてよりよい町にしようとする条例

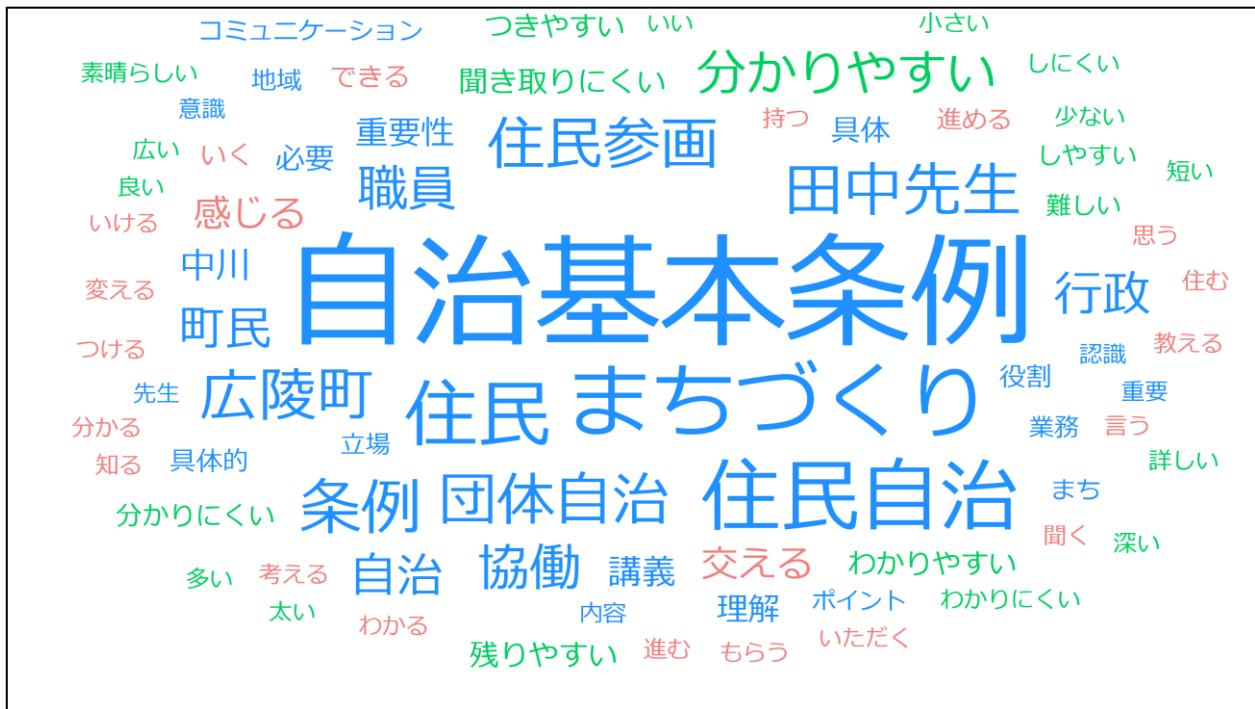
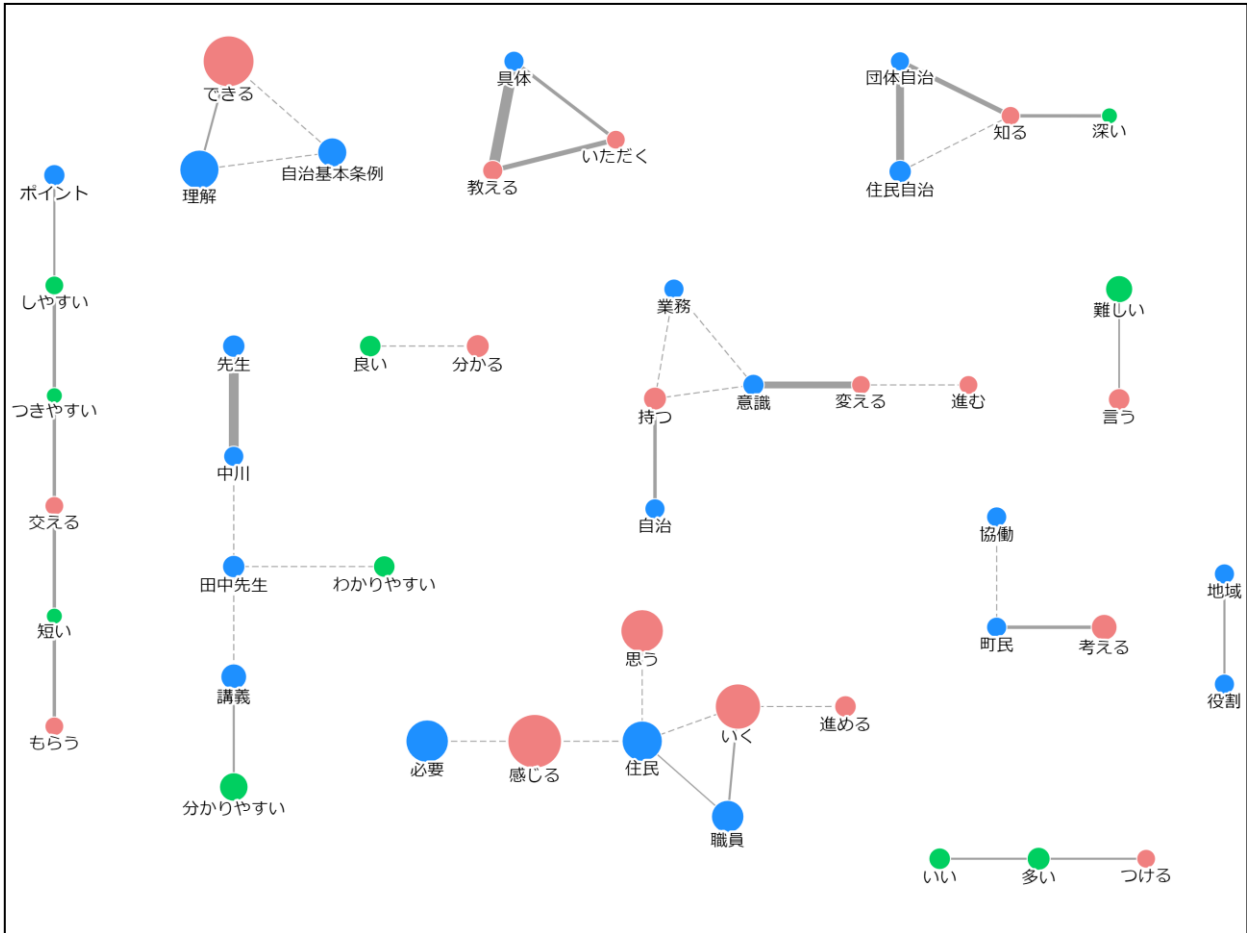
★ 自由意見

- ファシリテーターやレッジョ・エミリア・アプローチなどの話が前半に詳しく説明があったと思われる。園生活に生かしていけるよう学ぶ機会が持てるよう調べてみたいと思った。
- 途中からの参加とはなったが、子どもの権利条約や（谷内さんの）ガラスの水槽が割れた話など、具体的な話を交えて分かりやすかった。
- 条例について、「お父さんやお母さん以外の町の人たちと一緒に困ったことを助け合ったり、楽しく過ごしたりする」とすれば、子どもたちに伝わると思います。
- いろんな人と出会い同じテーマで協議していくことが楽しく、人としての喜びにつながると思います。

(以上)

テキストマイニングとは・・・通常の文章を単語や文節で区切り、それらの出現頻度や相関関係、出現傾向を解析することで有用な情報を取り出す手法

(一般職)



(幼保・こども園)

